

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙搜二発第23号
警察庁丙暴一発第19号
警察庁丙暴二発第10号
平成7年11月22日
警察庁刑事局長

金融機関及び不良債権をめぐる不正事案の解明の積極的な推進について

近年、東京協和信用組合、コスモ信用組合、木津信用組合、兵庫銀行等の金融機関やニシキファイナンス等の貸金業者の経営破綻が相次いでいる。これら金融破綻の中には、警視庁において検挙した「旧東京協和信用組合元理事長らによる背任等事件」に見られるように、いわゆるバブル経済時代に十分な審査を伴わない放漫貸付等の不正事案が行われたものもあり、また、かかる不正に暴力団等が関与、介入していたこともうかがわれることから、金融機関をめぐる不正事案の解明を望む国民の声が高まっている。我が国経済の低迷が長期化する様相を呈していることから、今後、バブル期に行われた不正事案がさらに顕在化するとともに、警視庁において検挙した「右翼標ぼう暴力団首領等による破産法違反事件」に見られるように、不良債権の処理をめぐり、暴力団等がその回収を阻むなどの不正行為を行う可能性もある。

かかる情勢を踏まえ、警察としては、バブル経済を背景とした金融機関及び不良債権をめぐる不正事案を早期に把握し、厳正に対処していく必要があるので、各都道府県警察においては、これら事案の解明を積極的に推進されたい。